

第2章 部門基本計画 5

ユニークな文化と心とひとづくり

～役割を担い合う協働社会の形成～



部門基本計画 基礎を身につけ個性 を伸ばす教育の推進

基本方針

新しい学習指導要領のねらいとする「確かな学力」の向上のため、児童生徒が基礎・基本や自ら学び自ら考える力を身につけることができるよう、習熟度別指導、ティーム・ティーチング指導や対話活動を取り入れ、一人一人の個性等に応じて子どもの力をより伸ばす取り組みを推進します。また、義務教育9年間を通した教育活動の構築を図り、社会の変化に対応できる人材を育成します。

現状と課題

確かな学力を向上させるため、学校においては独自の創意工夫を生かした取り組みを行い、特色ある学校づくりを推進することが重要となっています。

小・中学校では、習熟度別指導、少人数指導などのきめ細かな指導方法の工夫や教材の開発、「分かる授業」に向けた取り組みにより、学力の向上に一定の効果を上げていますが、さらに全教職員が指導方法等の工夫改善に努めるとともに、互いに共有しながら、教育実践の充実に努めることが課題としてあげられます。

また、平成19年度から学期を前期と後期にわけると二期

制に取り組んできました。教育活動にゆとりを生みだし、長期的視点で学習指導の計画を立て実践にうつすためにも、二学期制を推進していく必要があります。また、学校段階間の接続・連携のあり方に生じている大きな課題(小1プロブレム、中1ギャップ)への対応も重要となっています。

本市の児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査の結果からは、全国平均レベルを維持しているといえますが、小学校段階での学力が中学校まで十分に繋がっていないという課題も見られます。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
算数・数学科で習熟度別少人数指導を行っている学校	—	—	—	18校



今後の取り組み

1 習熟度別少人数指導の推進

確かな学力を育成するため、従来の一斉指導の方法を重視することに加えて、国語、算数（数学）の教科できめ細かく対応するための習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補充的な学習などの個に応じた指導を推進します。

主な事業 ・学校訪問事業
・学力向上対策プロジェクト

2 基礎・基本の確実な定着を図る教育の推進

思考力、判断力、表現力等の育成を図る徹底指導と児童生徒の多様な考えや活動を引き出す能動型学習との、メリハリをつけた熊本型授業の取り組みを推進します。また、自分の思いや考えを伝え合う力を育てる、対話活動の充実を図ります。

主な事業 ・学校訪問事業 ・学力向上実践研究推進事業
・学力向上対策プロジェクト

3 二学期制の定着

二学期制は、長期的視点を持ったゆとりと継続性のあるものになっているので、そのゆとりを活用した教育相談や教師と児童生徒とのふれあいの時間の充実を推進し、二学期制の定着を図ります。

主な事業 ・学校訪問事業
・学力向上対策プロジェクト

4 小中一貫教育の推進

中1ギャップの解決に向けて、小・中学校9年間の一貫した系統的な教育課程や、小学校高学年からの教科担任制の導入など指導方法に関する研究に取り組み、小中一貫教育を推進します。

主な事業 ・教育課程特例校事業
・学力向上対策プロジェクト

まとめ

宇城市

きめ細やかな「わかる授業」と二学期制、小中一貫などで学力向上を目指します。



「確かな学力向上」で未来の人材育成ばい

障がいのある幼児児童生徒の教育の推進

基本方針

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある子どもが、地域社会の一員として、生涯にわたってさまざまな人と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生活できるように、障がいの種類や程度に応じ適切な就学の場において、一人一人の教育的ニーズに対応したよりきめ細やかな教育を行います。また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症など対象となる児童生徒の増加や障がいの種別の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていきます。

現状と課題

本市では、障がいのある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

平成18年からは、小・中学校の特別支援学級や通常学級における特別な支援が必要な児童生徒のため特別支援教育支援員を配置し、一人一人のニーズに応じた教育的支援に取り組んでいます。

これにより、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）や

ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症などの児童生徒の学習や生活のサポートが図られていますが、多様な障がいのある児童生徒への適切な支援は、まだ十分ではありません。今後も支援を必要とする幼児児童生徒の増加が見込まれるため、小・中学校の校内支援体制の整備と乳幼児から就労までの一貫した支援のためのネットワークの構築も大きな課題となっています。

指標

指 標 名	実 績 値			目 標 値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
特別支援教育支援員の配置人数	8人	9人	10人	15人
個別的教育支援計画を作成している学校数	—	—	14校	18校
特別支援教育コーディネーターを指名している学校数	—	—	18校	18校

今後の取り組み

1 障がいの程度に応じた就学指導の推進

障がいのある幼児児童生徒に対して、障がいの状況や程度に応じた教育を行うためには、障がいの状態を的確に把握し、適切な就学指導を行うことが重要です。保護者・保育士・教師等を対象に就学指導委員会や巡回教育相談などを実施して、専門的な知見に基づいた就学指導の充実に努めます。

（主な事業） ・ 宇城市就学指導委員会事業 ・ 巡回教育相談事業

2 幼稚園、保育園、小・中学校の連携

平成 19 年度に設置した宇城市特別支援連携協議会において、幼児児童生徒の実態の把握と個に応じた支援の在り方について、幼稚園、保育園、小・中学校で連携を図りながら検討します。また、医療、福祉、保健等の関係機関とのネットワークを構築し、乳幼児期から就労までの一貫した支援に取り組めます。

（主な事業） ・ 発達障がい等・特別支援教育総合推進事業

3 小・中学校内における支援体制の確立

多様な障がいのある児童生徒が小・中学校に就学することを考慮して、校内委員会の積極的な取り組みをすすめると共に、特別支援教育コーディネーターを指名し、教職員や外部の専門家・関係機関との連絡調整に当たるシステムを整備します。また、一人一人の障がいのある児童生徒の一貫した「個別の教育支援計画」を策定し、指導の場となる教室の整備、特別支援学級や通級指導教室の利用、教材・教具等の整備や特別支援教育支援員の配置なども含めて校内体制を整備します。

（主な事業） ・ 発達障がい等・特別支援教育総合推進事業

まとめ

宇城市

多様な障がいに対する適切な支援、指導と一貫した支援体制づくりに取り組みます。



教育ニーズに応じたノーマライゼーションはい

部門基本計画 豊かな心と 健やかな体の育成

基本方針

いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあります。このような状況を踏まえ、学校と家庭、地域社会との連携した道德教育の推進やいじめ、不登校等の未然防止と解消に向けた取り組みで豊かな心の育成を図ります。

また、スポーツの振興と体力向上を推進し、豊かな心を持ち、たくましく生きる、心身共に健康な児童・生徒を育成するとともに、健康教育、安全教育を通して、生命の大切さや人権の尊さについての理解を深め、自他の生命の尊重と安全確保の徹底を図ります。

さらに、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育の推進を図ります。

現状と課題

少子化や核家族化の進展、人間関係の希薄化などの中で、子ども（児童生徒）の生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感などの弱まりが見られ、これらの「心」を育てる教育の充実が緊要な課題となっています。また、いじめ・不登校の問題は、未然防止、早期解決に向けた適切な取り組みが求められる教育上の課題の一つです。本市での不登校の発生件数（人

数）は、平成18年度=44件、19年度=57件、20年度=62件と、増加傾向にあり、不登校を予防する視点での施策の強化が求められています。さらに、子どもたちの「食」を取り巻く環境も大きく変化し、孤食や朝食の欠食など基本的な食習慣が身に付いていないなどの問題が生じており、「食」の大切さに対する意識の高揚を図ることが課題として挙げられます。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
不登校児童の出現率（小学校）	0.17%	0.20%	0.32%	0.10%
不登校生徒の出現率（中学校）	1.93%	2.55%	2.67%	1.0%
給食に地場産物を活用している学校の割合	—	—	46.2%	50%

今後の取り組み

1 道徳教育の推進

近年、子どもたちの自尊感情や規範意識の不安定さなど、心の活力が弱まっている傾向にあります。本市では、児童生徒が人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成することができるよう、生命や自然の大切さを実感できる教育活動の取り組みと、自然体験や奉仕体験活動等を生かした道徳の時間の充実を図ります。

主な事業 ・「生きる力」を育む研究指定事業
・道徳教育推進事業

2 生徒指導の充実

日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行います。さらに、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談等を行います。また、いじめや不登校に積極的に関わる心の相談員やスクールカウンセラーとの連携により、問題行動等の未然防止と解消に努めます。何らかの心理的、情緒的要因により、不登校の状態にある児童生徒に対しては、適応指導教室「宇城っ子ネット」への通室を推進し、学校復帰を支援します。

主な事業 ・宇城っ子ネット事業・子どもたちの自立支援事業
・スクールカウンセラー活用事業

3 人権教育の推進

人権教育は生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。学校教育においては、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を基盤として、人権尊重の精神の涵養が図られるよう、人権学習をはじめ、全ての教育活動を通して計画的・継続的な人権教育を推進します。

主な事業 ・「生きる力」を育む研究指定事業
・子ども人権集会

4 体育活動の充実

指導者の育成と資質向上を図り、児童生徒一人一人の興味・関心、能力・適性などに応じた多様な指導により、自ら運動に親しむ態度の育成と体力の向上に取り組みます。

さらに、学校・家庭・地域の連携を深め継続的にスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、子どもたちの健全育成のため、地域スポーツへの参加を促します。

主な事業 ・児童生徒体力テスト事業
・総合型スポーツ地域育成事業

5 保健・安全教育の推進

心身の健康を自ら管理できる児童生徒を育成するため、学校保健安全委員会の活性化や教職員の共通理解により組織的に学校保健安全に取り組む体制を整え、子どもの現代的な健康課題に適切に対応する健康相談の充実や、薬物乱用防止教育の推進に努めます。

主な事業 ・学校保健安全委員会事業
・こころの健康アドバイザー事業

6 食育の推進

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。こうした現状を踏まえ保護者及び子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、給食主任や栄養教諭を中心として、食に関する指導の充実に取り組みます。また、学校における食育の生きた教材となるようにヘルスメイトの活用を介して、学校・PTAと連携しながら地域とのつながりを交え、学級園での食物栽培の取り組みや保護者向けの料理教室等の食育活動とともに、一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めていきます。

主な事業 ・宇城市食育推進計画

まとめ

宇城市

「生きる力」「心」を育てる教育と
「スポーツ振興」「食育」の充実を図ります。



「心」の教育で、
いじめ、不登校
を解決するばい

時代の進展に対応した 教育の推進

基本方針

環境問題や情報化の進展等、時代の変化に対応できる子どもたちを育成するためには、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力など、変化の激しい社会を生き抜く力の育成をめざした教育を推進することが必要です。

このため、環境教育、キャリア教育、情報教育など、時代の進展に対応した教育を積極的に推進します。

現状と課題

地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能な社会の構築、低炭素社会を実現するための取り組みの必要性から、学校における環境教育の重要性が高まっています。本市では、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことのできる人材を育成するため、全ての学校で学校版環境ISOに取り組んでいます。日常生活での実践には課題があります。

また、生き方指導としての進路指導の充実を図り、職場体

験や職場見学などの体験的な学習を充実させ、子ども（児童生徒）の望ましい勤労観・職業観や生きがいのある人生を築こうとする意欲・態度を育成する必要があります。

さらに、児童生徒のコンピューターやインターネットの積極的な活用とともに、情報モラルの育成が求められています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
学校版環境 ISO に取り組んでいる学校数	18 校	18 校	18 校	18 校
職場体験に参加して有意義だと感じた中学生の割合	—	—	—	80%
情報モラル教育を実施している学校数	—	—	—	18 校

今後の取り組み

1 環境教育の充実

社会科や総合的な学習の時間等を活用するなど、体験的な学習を充実し、一人一人が人間と環境とのかかわりについて理解を深めるとともに、環境問題を自らの問題としてとらえ、環境を守る行動に結びつけていく取り組みを促進します。また、小学校5年生の児童を対象に、熊本県の公害の原点である水俣を訪問し環境について学習する、子どもエコセミナー事業を充実します。

主な事業 ・ こどもエコセミナー事業 ・ 学校版環境 ISO 事業

2 勤労観・職業観の育成

児童生徒に早い段階から自らの能力・適性や興味・関心と、将来の自分の人生とを関連づけて考えさせ、しっかりとした勤労観、職業観を身につけさせることは大変重要です。このことから、職場見学・職場体験などの啓発的体験を充実させ、児童生徒が自己の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする態度や能力を育みます。

主な事業 ・ キャリア教育推進事業

3 情報教育の推進

高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中、子どもたちが、コンピューターやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を育成するとともに、情報化の影の部分への対応としてインターネット上の違法・有害情報等に適切に対応できるよう情報モラル教育の充実を図ります。

主な事業 ・ 情報教育推進事業

まとめ

宇城市

生きがいのある人生への意欲育成と
情報技術活用能力の育成を目指します。



急激な時代の変化
に合わせ、教育も
変化が必要はい

安心・安全な教育環境の整備と教職員の資質向上

基本方針

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割をも果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。耐震化診断において、大規模な地震による倒壊等の危険性の高い小中学校施設については早急に耐震化を進めます。また、教員の校務のICT化を推進し、一人1台のコンピューターの整備を図ります。さらに、多様な教育課題に対処し、教育効果を一層高めるため創意と意欲に満ちた教職員の資質向上に努めます。

現状と課題

本市の小中学校施設86棟のうち21棟が改築や耐震化補強が必要とされています。これらの施設は、平成27年度までに耐震化を図ることとなっており、倒壊等の危険性の高い(Is値0.3未満の)施設から早急に耐震化をすすめます。

また、学校の課題の一つとして、教員の校務事務の多忙化により、児童生徒と向き合う時間や教材研究などの教務に

充てる時間が不足していることがあげられますが、校務の情報化による校務の軽減、効率化は十分ではありません。

さらに、学習指導力や生徒指導・進路指導力の向上、規範意識の醸成、保護者対応等、教師にとってこれまで得てきた経験や方法だけでは対応しきれない状況にあり、研修などによるさらなる知識や技能の習得が必要となっています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
学校施設の耐震化率	50.6%	54.1%	75.0%	100%
教職員パソコンの整備率	40.0%	40.0%	40.0%	100%
生徒指導主任研修会の実施回数	—	—	—	2回

今後の取り組み

1 学校施設の耐震化

学校の安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。本市では、大規模な地震による倒壊等の危険性の高い（ l_s 値 0.3 未満の）小中学校施設から、早急に改築・補強工事を行い、平成 27 年度までに耐震化が完了するよう取り組みます。

主な事業 ・ 学校耐震補強事業

2 情報環境の整備

教員一人 1 台のコンピューター配備を促進し、校務の情報化を推進するとともに、校内 LAN の計画的整備により、校務 ICT 化をすすめます。また、すべての教員が情報機器を活用したわかりやすい授業を展開できるよう、教職員研修の充実を図ります。

主な事業 ・ 学校 ICT 環境整備事業

3 教職員の指導力向上

学習指導要領に基づき、計画的に学力向上を図る学習指導力や規範意識の醸成、学ぶ意欲や態度の育成のための生徒指導・進路指導力などの向上のため、経験や階層に応じた研修などを積極的に開催します。

主な事業 ・ 校内研修（OJT）事業 ・ 学校訪問事業

まとめ

宇城市

校舎耐震化やコンピューター配備、教職員の資質向上に努めます。



安心して
意欲的に学べる
環境をつくるはい

青少年育成施策の推進

基本方針

市内の青少年が犯罪に巻き込まれないように街頭指導・見守りを強化することで、安全に暮らせる環境をつくるとともに、色々な体験をとおして「生きる力」を育む事業を実施し、次世代を担う青少年を学校・地域・家庭で連携し、地域の教育力の充実と向上を図り、「地域の子どもは地域で育てる」ことを目指します。

現状と課題

近年青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化が進んだことから、地域との交流機会が減少し人間関係も希薄化しているといえます。情報の氾濫や環境の変化による犯罪の低年齢化が進み、青少年が有害情報のトラブルに巻き込まれる危険性も大きくなってきています。

今後は、巡回指導・パトロールを強化し、保護者への情報提供・啓発活動を実施することにより非行防止に繋げてい

くとともに、通学合宿をとおして学校・地域・家庭が共に協力し「地域教育力」を向上させていく必要があります。

また、子どもたちは部活・塾等で忙しい毎日を過ごし、交流事業に参加できないでいる状況があります。親子のふれあいや、体験活動を重視した事業を実施するうえで、参加者を増やすことが今後の課題です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
通学合宿実施地区数	2 地区	6 地区	11 地区	13 地区
子ども見守りボランティア会員数	6 人	22 人	38 人	130 人
交流事業参加者数	180 人	603 人	1,110 人	1,300 人

今後の取り組み

1 「地域教育力」の向上

「地域教育力」の向上に向けて、学校・地域・家庭がひとつになって、家庭の重要性の啓発や、親子で参加する事業の実施に取り組みます。

主な事業 ・挨拶運動の実施 ・親子で参加する事業（ケーキ作り・山登り等）

2 青少年を非行・犯罪から守る環境づくり

青少年を非行や犯罪から守る環境をつくるために、保護者に対し有害環境に関する情報を提供するとともに、学校と連携し裏サイト等を把握した場合には削除するほか、チラシ等による保護者・子どもたちへの啓発に取り組みます。

主な事業 ・街頭指導 ・下校時の青色パトロール ・看板等の設置 ・チラシの作成

3 「生きる力」を育む事業の推進

青少年の「生きる力」を育むために、自然体験・日常生活の基本体験・ボランティア体験等を重視した事業参加を促進するとともに、青少年育成団体の活動の環境づくりに取り組みます。

主な事業 ・宇城っ子のつどい ・児童通学合宿 ・子ども会・緑の少年団の他団体との交流

まとめ

宇城市

青少年を守る環境づくりと
ボランティアなど事業参加を推進します。



青少年が
健やかに育つ
まちづくりを
するばい

人権教育の普及・啓発の推進

基本方針

行政・学校・家庭及び地域が一体となり、市民参加型事業として「人権フェスタ」などの様々なイベントや各種教室・講座などを開催し、市民が「人権」を身近なものとして考える人権意識の高揚を図り、人権尊重社会の実現を目指します。

現状と課題

本市の人権教育の推進を図るため、「宇城市人権教育推進協議会」を設置し、人権教育推進事業（社会教育・行政・就学前教育・学校教育の4部会の活動）に取り組んできました。

その中でも「人権フェスタ」については、市内5ヶ所で開催することにより2,500人を超える多くの市民の参加が得られ、市民の人権意識の普及・高揚が図られています。また「ふれ愛学習会」については、青少年の時期から人権教育を学び、差別をなくす行動ができる子どもたちのなかまづくりにつながっています。

しかしながら、市民意識調査結果から地域間・年代ごとにおける人権意識に差が生じていることが明らかになったため、今後はあらゆる差別をなくし、市民全体へ人権教育の普及・啓発を推進する中で、それぞれの地域における人権教育に関わるリーダーを育成することが課題です。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
人権フェスタの参加者数	2,570人	2,321人	2,539人	3,000人
ふれ愛学習会の参加者数	300人	344人	285人	300人

今後の取り組み

1 人権教育推進体制の整備

人権教育の推進を図るため、「宇城市人権教育推進協議会」を年2回以上開催し、人権教育啓発基本計画の策定を踏まえた啓発活動の推進と人権教育の充実に取り組みます。

主な事業 ・人権教育推進協議会運営事業

2 人権教育啓発事業の充実

市民の人権意識の高揚を図るため市内5ヶ所で「人権フェスタ（人権教育啓発イベント）」を開催し、平成26年度3,000人の市民参加を目標に取り組みます。

小・中・高校生を対象に差別に負けない、差別を許さない子どもをつくるため「豊野町コミュニティセンター」で「ふれ愛学習会」を継続して開催します。

主な事業 ・人権フェスタ運営事業
・ふれ愛学習会運営事業

3 地域人権教育指導員の活用

人権教育推進を目的とした各種研修会や事業等に指導員を派遣し、人権に関する指導や学習活動の支援に努めます。

主な事業 ・人権教育指導事業

4 人権に関する市民意識調査の実施

平成20年度の調査結果を踏まえ、今後も市民の現状把握・分析を行うため平成25年度の調査実施に取り組みます。特に調査票の回収率:40%（前回33%）、基本的人権の認識:90%（前回80%）の改善を目標に取り組みます。

主な事業 ・人権に関する市民意識調査事業

5 豊野町コミュニティセンターの役割・機能の充実

啓発の発信拠点として位置付け、各種教室・講座の内容を常に振り返り、市民に身近な学習の場を提供する。平成26年度までに講座数の充実（平成20年度8講座を10講座）に取り組みます。

啓発者となるべきリーダー人材の育成を図ります。

主な事業 ・豊野町コミュニティセンター管理運営事業
・教室・講座運営事業 ・相談事業

6 人権相談事業の充実

人権擁護委員の増員を機に、こまやかな相談体制を強化し、市民の人権侵害案件の解消を図ります。人権相談は年36回開設。また、委員相互の連携を図るため年4回の委員会議を開催し、相談事業の調整やスキルの向上を図ります。

主な事業 ・人権相談事業
・人権擁護委員連絡事業

まとめ

宇城市

「人権フェスタ」など人権教育の普及啓発と地域の人材育成に取り組みます。



人権意識の高揚
で差別のない
社会にするばい

部門基本計画 生涯学習の充実

基本方針

教育基本法の改正及び社会教育法の一部改正を踏まえ、市民が生涯学習で習得した学習成果を学校や地区公民館活動、地域の教育活動に活かし、市民の学習活動と地域社会の教育活動の循環に繋がるような学習機会の提供を行います。

また、幼児期・青少年期・成年期以降の各ライフステージ別に基本的目標を設定し、家庭と学校及び地域が一体となった学習活動支援策を展開します。

現状と課題

生涯にわたり新たな知識や技術を習得したいという市民の学習ニーズは益々高まっており、高度化する社会の発展に伴い多様化しています。

さらなる生涯学習社会の実現のため、市民の学習機会の一層の充実が図られるよう、一人ひとりの学習ニーズに応じることができるような情報の収集・提供や学習相談に応じる体制の整備を行っていくことが必要です。さらに、学校支援活動、社会教育活動、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな分野において、生涯学習の成果を生かす機会の

充実を図るよう、各種の施策を推進するとともに、生涯学習の成果を生かす機会について、市民にわかりやすい情報提供に努める必要があります。

また、生涯学習拠点施設および関連施設は類似した施設が多く老朽化しており、有効的かつ効率的な運用ができていないと言いき難い状況です。このため、利用状況や必要性などを精査し、施設の統廃合を視野に入れた整備・管理運営計画を検討しなければなりません。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
公民館関係施設利用者数	—	180,128 人	151,262 人	150,000 人
地域ボランティア登録数	—	87 人	161 人	200 人

今後の取り組み

1 家庭の教育力向上

家庭を基盤として、保育園・幼稚園・学校とともに、子どもたちの基本的な生活習慣や態度、豊かな感性を育てるために、保護者に学習情報や学習の機会を提供します。

主な事業 ・子育て学習支援事業 ・家庭教育学級
・家庭教育支援事業

2 地域の教育力向上

地域が家庭と連携しながら、次代を担う子どもたちの健全な育成に関わることができるよう、学習と実践の機会を創出します。

主な事業 ・放課後子ども教室推進事業
・学校支援地域本部事業 ・児童通学合宿事業

3 生涯にわたって自ら学習する環境づくり

市民一人ひとりの人生を豊かなものにするとともに、家庭や地域社会を担う中核的な役割を果たすために、自ら進んで学習する人たちを支援します。

主な事業 ・地区自治公民館活動活性化事業
・公民館講座における現代的課題の取り組み
・社会教育関係団体の学習活動支援

4 生涯学習情報の提供

市民の幅広いニーズにこたえることができるよう、生涯学習に関する広範囲な情報を収集し、広報紙やホームページなどを通じて定期的に情報を提供します。

主な事業 ・生涯学習推進事業

5 学習基盤の整備

教育施設管理運営検討委員会（仮称）の設置により、生涯学習拠点施設および関連施設の有効的・効率的な運用のための整備・管理運営計画を策定します。

主な事業 ・教育施設整備事業

まとめ

宇城市

教育力向上、情報提供、施設充実など
ニーズに応える学習環境づくりを推進します。



学ぶ意欲に応える
環境づくりを
するはいい

市民に親しまれる 図書館づくり

基本方針

市民が身近な学習の場として図書館を利用することができるように、市民の必要とする学習情報を積極的に提供し、子どもから高齢者まで、だれもが気軽に学べる機会づくりを推進します。移動図書車を導入して、住んでいる地域や図書館への移動手段の有無に関わらず、市民が必要に応じて図書を利用できるようにします。

また、宇城市立中央図書館を中核施設として、「宇城市こどもの読書活動推進計画(宇城っ子うきうき読書プラン)」を着実に実施することにより、生涯学習社会の中で生きる力の基礎を培います。

宇城市の歴史を伝えるため、積極的な宇城市の関係資料の収集と保存に努めます。

現状と課題

図書館には約30年を経過している建物もあり、維持管理に経費がかさんでいます。また、これまで子どもの読書活動を推進するために、学校への団体貸出配本事業等に取り組んできましたが、貸出冊数が低迷しています。

平成22年度には、移動図書車を導入し、図書館を直接利用することが困難な市民への図書館サービスの充実を図りま

す。今後は、十分な図書館活動の啓発をすすめるとともに、より充実した図書館サービスを提供して読書離れに歯止めをかける必要があります。

また、宇城市立図書館全体の蔵書計画を検討する必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市民一人あたり年間貸出冊数 〔貸出冊数 / 区域人口〕	5.11 冊	6.08 冊	5.91 冊	6.50 冊
市民一人あたり蔵書冊数 〔蔵書数 / 区域人口〕	3.27 冊	3.45 冊	3.66 冊	3.80 冊
登録者一人あたり年間貸出冊数 〔貸出数 / 登録者数〕	16.19 冊	17.42 冊	15.72 冊	18.00 冊

今後の取り組み

1 生涯学習の場としての拠点づくり

市民の身近な学習の場・安らぎと憩いの場になるよう、貸出やレファレンスの機能を充実させるとともに、広場や敷地内緑化など維持管理を行い安全快適に利用できるようにします。また、ボランティアと協力しておはなし会や書架の整理などの図書館活動を推進します。

主な事業 ・ 図書館管理運営事業

2 図書館の取り組みに関する周知

図書館だよりやホームページを利用して、図書館の持つ資料、活動などの情報発信の充実を図り、利用者にとって有用な情報を提供します。

主な事業 ・ 図書館だよりの発行事業
・ ホームページの更新事業

3 子ども読書活動の推進

図書館と学校・保育園等の連携によって、学校への出張おはなし会、調べ学習の支援、団体配本等を実施し、子どもが身近に図書に接する機会を提供し読書活動の推進に努めます。また、乳児検診時にブックスタート事業を行い、乳幼児の親子への読書活動を支援します。

主な事業 ・ 童話発表大会の実施
・ 読書感想画コンクールの実施
・ ブックスタート事業

4 移動図書館の充実

図書館を直接利用することが困難な市民及び学校等に図書館サービスを提供します。

主な事業 ・ 移動図書館の運行

まとめ

宇城市

図書館の有効利用促進と
図書館のサービス向上を目指します。



図書館の充実で
学ぶ意欲
向上ばい

個性あふれる 文化活動の推進

基本方針

平成20年度から、松橋総合体育文化センター、小川文化センター（文化ホール）は指定管理者が管理しており、管理コストの軽減及び市民サービスの充実を目指しています。

また、宇城市三角センターは平成21年1月に改修が完了し、引き続き安心して安全な施設の管理運営を直営で行っていきます。

不知火美術館は美術品の収集のほか、展示会や各種講座を開催し、市民が親しみやすく気軽に利用できる美術館を目指します。

このような施設を文化活動の拠点として、自らを表現する活動や発表の場として提供し、自主的な文化活動を支援することで、文化と伝統が息づいたまちづくりの推進を目指します。

現状と課題

平成17年度から毎年「宇城市伝統文化芸能まつり」を開催しています。例年10数団体の伝統芸能が披露されており、地域において伝統文化継承の機運が高まっています。開催にあわせ地域に埋もれている各種民俗芸能の発掘の調査にも努めていますが、地域で伝承されている伝統文化が、少子化の影響で後継者不足になっており、団体によっては後継者育成が難しい状況となっています。

文化祭について、合併直後は旧町毎に開催されていまし

たが、平成20年度から宇城市合同文化祭が開催され、文化協会が自立した企画運営を行い、旧町の代表者が集うことで、市民相互の連携も見られます。しかし合同文化祭の開催により、旧町毎の出演団体が制限されることもあり、旧町独自の発表会も継続して開催されています。今後は合同文化祭式典等の注目度を上げ、多くの集客が見込める企画も必要とされます。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
マナブ間部記念宇城児童・生徒絵画作品応募数	—	—	662 作品	1,200 作品
伝統文化芸能まつり出演団体数	13 団体	14 団体	11 団体	15 団体
文化ホール等利用者数	156,584 人	163,150 人	179,224 人	190,000 人

今後の取り組み

1 文化活動の推進

文化ホールを活用して、伝統文化芸能まつりを開催します。あわせて各行政区毎に出演依頼をして伝統文化の継承状況の把握をします。文化祭は文化協会が自主的な企画運営により開催されていますので、今後も自立した運営ができるよう支援に努めます。

主な事業 ・ 伝統文化芸能まつりの開催 ・ 文化祭開催支援事業

2 文化施設の活性化

文化ホールは指定管理者による運営を継続し、管理運営コストの削減及び市民サービスの向上を図ります。改修された三角センターについて、利用者が安心して安全な利用ができるよう管理運営を行っていきます。美術館は地域に密着し、より多くの市民に親しんでもらえるような企画運営に努めます。

主な事業 ・ 文化ホールにおける自主事業の開催指導 ・ 三角センター管理運営事業
・ 美術館における企画展の開催

3 県立博物館の整備推進事業

県文化施設の拠点として県央に博物館が建設されることで、より一層の市民文化意識の高揚を図ることができます。そこで、県に対して継続的に早期着工の要請を行います。

主な事業 ・ 早期着工を要請

まとめ

宇城市

文化施設の整備活性化、文化活動の推進で市民文化意識高揚を図ります。



文化と伝統息づく
魅力あるまちづくり
をするはい

文化遺産の保存と活用

基本方針

市内には貴重な文化財が数多く残されており、これら歴史遺産の調査・研究を積極的に行い、遠い祖先が私たちに残してくれた財産を保存・整備するとともに、それらの財産の活用を図りながら、次の世代へと継承していきます。

そして、市民の歴史への関心・郷土愛を深めるために、地域に密着したより身近な文化財の提供を行っていきます。

また、三角西港が「九州・山口の近代化産業遺産群」の一つとして世界遺産に登録されるよう強力で推進し、世界的保護と活用に取り組んでいきます。

現状と課題

文化財の調査・研究は少しずつ進展していますが、もっと市民の身近なものにしていくために、遺跡分布地図等を作成し広く周知していくことが大切です。他市と比較し、本市は遺跡数も多く、面積も広いため、学芸員の増員充実が必要とされています。

また、本市には4つの郷土資料館があり、それぞれに地元の特色を生かした資料を展示しています。地元に関する文化財を展示公開することによって、親しみをもたれ、一定の効果あげていますが、効率的な運営を行う観点から、施設の統廃合や整備・充実が求められています。

三角西港については、世界遺産国内暫定一覧表に記載されたことを受け、「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産推進協議会が設立されました。「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会専門委員会において構成資産の評価が行われた結果、評価基準に合致し、引き続き構成資産として世界遺産を目指すこととなりました。「九州・山口の近代化産業遺産群」の28の構成資産の一つとして、さらなる価値向上を図り、早期の本登録を目指す必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
埋蔵文化財調査件数	—	—	60件	80件
資料館来場者数	6,755人	7,785人	7,184人	8,000人

今後の取り組み

1 文化遺産や伝統文化の保存・活用

個人住宅やアパート、店舗、工場の建設等のために失われていく遺産も多く、遺跡詳細図面等を作成し周知するとともに、市民や事業者に包蔵地（周知の埋蔵文化財）や遺跡の重要性を理解していただき、協力を求めています。

また、各郷土資料館の収蔵品については、資料整理を行い、さらなる調査・活用策を検討していきます。

主な事業 ・文化財の調査・保存事業
・遺跡詳細地図作成事業

2 ふるさと学習の推進

身近な歴史遺産の提供を行うため、市内指定文化財の案内板や説明板の設置充実を図り、市民への周知に努めます。

また、史跡めぐりやパンフレットの作成等により文化財への理解を深め、協力を求めます。

主な事業 ・文化財パンフレット作成事業
・文化財案内板確認事業

3 文化創造の新たな担い手の育成

文化財への意識の高揚を図るために、文化財保護審議会の委員を中心に、文化財に関心を持つ人たちの掘り起こしや、新たな担い手の育成を行います。また、認識をより深めてもらうために、地元の人たちによる清掃活動やパトロール活動を活発化していきます。

主な事業 ・文化財育成者事業

4 世界文化遺産登録の推進

三角西港の世界文化遺産登録の推進及び市民への理解を深めてもらうため、民家の個別調査や資料の収集を行い、歴史解明に力を入れていきます。

主な事業 ・三角西港世界遺産登録推進事業

まとめ

宇城市

文化財の保存活用、理解の普及で、より魅力的なまちを次世代へ継承します。



三角西港
世界遺産登録を
目指すばい

コミュニティ活動による 協働環境づくり

基本方針

「自分たちの地域は、自分たちの手でよくする」という協働意識を育み、市民が支え合い、協力し合う新たな地域コミュニティを形成し、市民と行政が力を合わせて施策を推進することで、住みよいまちづくりを目指します。

また、自主的にコミュニティ活動に取り組むことができる環境づくりを支援し、地域の特徴を活かした活動を推進していきます。

現状と課題

本市では、住民自治の基礎的組織である自治会を中心に、老人クラブや婦人会などのさまざまな地域活動団体が組織され、美化活動、環境保全活動、防災活動などの地域活動が行われています。しかし、少子高齢化や価値観の多様化による組織加入率の低下や個人、家庭生活と地域社会のつながりの希薄化にともない、地域社会がこれまで備えていた助

け合いや社会教育の場としての機能が低下しています。

今後、このような状況に対処し、住民が住みよい生活環境を維持・創造していくためには、自治会などを中心とする地域におけるコミュニティ活動を振興し、市民協働の取り組みを進めていくことが一層重要となります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市民意識調査満足度 〔地域における活動が活発なまち〕	—	—	18.2%	30%
まちづくり1%事業 提案採択件数	—	—	26件	40件

今後の取り組み

1 コミュニティ意識の高揚と組織の強化

市民の一番身近な生活の場として、また、防災、防犯、福祉、環境など日常のあらゆる分野において、重要な役割を担う自治会や婦人会、老人会など地域活動団体のさらなる組織強化を支援します。

また、広報紙、ホームページを利用してコミュニティ活動の大切さ、重要さを伝えていきます。

2 交流の促進と連携の強化

嘱託員研修や地域で開催される各種研修会などに出向き、市内の先進的な取り組みを紹介することで、コミュニティ活動に関する学びの場を提供し、よい取り組みを市全体に拡大していきます。

また、組織内、組織間の交流の促進を図ります。

3 コミュニティ施設の整備

コミュニティ活動の主な場となる地区公民館は人口集中による狭小化、時間の経過による老朽化、利用者の高齢化による利用のしづらさなどの問題点があります。それらの問題を解決するため、施設整備に関する施策の整備をすすめるとともに、民間の支援制度等に関する情報を提供し、利用のための支援を行います。

主な事業 ・ コミュニティ事業

4 コミュニティ活動支援施策の整備

市民の自主的なコミュニティ活動を促進するため、「市民提案型まちづくり 1% 事業」など、だれもが利用しやすい支援施策の整備に取り組みます。

主な事業 ・ 市民提案型まちづくり 1% 事業

5 協働意識の醸成

協働に対する理解と実践意識を市民に浸透させていくため、協働事業の広報啓発に努めます。

また、協働に関するシンポジウムを開催します。

主な事業 ・ 市民提案型まちづくり 1% 事業

まとめ

宇城市

施策整備と広報啓発で市民と行政が力をあわせたまちづくりを推進します。



地域づくり活動の 支援と活性化

基本方針

市民(個人)、市民活動団体(NPO、地域づくり団体など)、行政、企業等がそれぞれの立場で、お互いの特色を活かした地域づくり活動をすすめることで、安心・安全で夢のあるまちづくりを実現します。

また、多様化する市民ニーズに対応するために、市民の声を市政に反映する協働事業を推進していきます。

現状と課題

近年、ライフスタイルや価値観が多様化する社会の中で、人と人とのふれあいや連帯感が希薄化する傾向があります。一方、深刻化する環境問題や高齢者の福祉対策などについて関心が高まっており、身近な地域づくりを支える市民の自主的な活動が重視されるとともに、自らが社会に貢献しようとする意識のもと、さまざまな分野においてボラン

ティア活動が展開されつつあります。

今後、地域活性化において、行政との役割分担のもと、こうした市民や団体、NPO法人による地域づくり活動、また社会を支える公益的な民間活動が重要であり、その活動を育成し、活発化するための環境づくりが必要となっています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市内に拠点を持つ NPO 法人の数	10 団体	12 団体	14 団体	25 団体
まちづくり 1% 事業提案採択件数	—	—	26 件	40 件
宇城市地域づくりネットワーク 推進協議会の開催	—	—	1 回	3 回

今後の取り組み

1 情報の提供と課題の共有化

広報紙やホームページにより市の財政状況、事業の実施状況などの情報を提供することで、市が現在抱えている、また、今後生じるとされる問題点の共有化を図ります。それにより、市民のニーズに応えていくために、今後、市が取り組むべき課題を明確にしていきます。

2 人材・組織の育成

地域づくり活動の主体となる NPO、地域づくり団体などの人材の育成を支援します。また、定年を迎えた団塊の世代など、専門的知識や経験を持った人材を活かす取り組みをすすめます。

主な事業 ・宇城市地域づくりネットワーク推進協議会 ・市民提案型まちづくり 1% 事業
・地域づくり団体補助金

3 協働事業の推進

「宇城市市民協働のまちづくり推進指針」に則って、市民、行政、企業など、それぞれの果たすべき役割を明確にした上で、協働事業を推進していきます。

主な事業 ・市民提案型まちづくり 1% 事業

まとめ

宇城市

団体間の交流、情報提供、人材育成発掘でボランティア活動を支援します。



ボランティア活性化
でよりよいまち
づくりをするはい

男女共同参画による まちづくり

基本方針

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「宇城市男女共同参画推進条例」、「宇城市男女共同参画計画」に則り、市・市民・事業者の協働により、職場・地域・家庭・学校で積極的に啓発活動を行います。また、固定的性別役割分担意識の払拭など解決すべき課題に向けて、より多くの人に男女共同参画社会の必要性が浸透するよう着実に推進します。

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画計画策定、条例制定、宣言都市といった初期の目標は達成され、また、市民と各種団体代表からなる審議会と推進委員会の2つの組織が設置されました。

しかしながら、固定的性別役割分担意識の払拭など、解決すべき課題はいまだに多く、男女共同参画が本当に理解されるように推進していく必要があります。

また、少子高齢化のさらなる進展により、今後、生産年齢人口も減少し、労働力不足となることから女性の社会進出が不可欠となってきます。そのための働きやすい職場環境づくり（ワーク・ライフ・バランスの推進、セクハラ・パワハラ防止の啓発）、女性のキャリア形成を支援するためのポジティブ・アクションなどを推進する必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
審議会等における女性の登用率	23.1%	24.2%	22.8%	 30.0%
パートナーシップ・フェスティバル参加者満足度	—	—	68.4%	 80.0%

今後の取り組み

1 啓発・研修の充実

職場・地域・家庭・学校など身近なところから、性別による固定的役割分担意識をなくすることが重要です。これは社会のさまざまな分野で男女の不平等感を根強く存在させる要因となっているためです。この意識の払拭のため、講演会やセミナーなどを通して、より多くの人に男女共同参画社会の必要性が浸透するよう啓発を進めます。

また、働き方を見直し、男女が仕事とともにあらゆる場面で生き生きと暮らせるように、企業におけるワーク・ライフ・バランス研修の実施を推進します。

さらに、働きやすい職場環境づくりとして、セクハラ・パワハラ防止の啓発に努めます。

主な事業 ・パートナーシップ・フェスティバル ・パートナーシップ・セミナー ・パートナーシップ通信
・各種団体・企業への啓発

2 政策・方針決定の場への女性参画の拡大と女性リーダーの育成

政策の決定は、市民の生活に大きな影響を与えることから、政策・方針決定の場への女性参画の拡大が望まれます。国は「男女共同参画基本計画」において、審議会などの委員における女性の比率について、30%を目標値としていることから、本市においても女性人材リストの登録拡充を図り、国と同様に2020年までに、女性登用率30%の実現を目指します。また、女性リーダーを育成し男女共同参画社会の促進を図ります。

主な事業 ・男女共同参画社会推進委員会の開催 ・男女共同参画庁内推進会議の開催 ・人権教育啓発推進員研修会の開催
・女性人材リスト登録

3 市民意識調査と男女共同参画計画（第2次）の策定

市民3,000人に男女共同参画に関する意識調査を実施し、前回（平成17年度）調査との比較分析を行います。その結果をもとに前回計画を見直し、現状に合った男女共同参画計画（第2次）を策定します。

主な事業 ・男女共同参画社会推進委員会の開催 ・男女共同参画庁内推進会議の開催 ・市民意識調査の実施
・男女共同参画計画（第2次）の策定

まとめ

宇城市

啓発事業の実施で働きやすいまちづくりとワークライフバランスの推進を図ります。



男女共同で充実した暮らしを実現するばい

国際交流の充実と 国際化の推進

基本方針

あらゆる分野においてグローバル化・ボーダレス化が大きく進み、地域がその個性・特性を活かした交流・活動を行うことが一層求められるようになっていきます。本市は、日本を代表するまちとして、個性ある歴史・伝統・文化などを生かし、その魅力により様々な分野で国内外から多くの人、物、情報などが集まり、多彩な交流が活発に行われる国際交流都市を目指します。

また、友好・姉妹都市等との交流を推進し、交流の成果を市民全体で共有するとともに、異なる文化との交流や体験を通じて市民の多文化理解やふるさと意識を高め、地域の活性化につなげていきます。

また、外国からの来訪客を市全体で「もてなす」という雰囲気醸成します。

現状と課題

交通や通信手段などの発展に伴い、国際化の進展は急速に進み、個人や企業、団体などが地球規模で行動しており、広範な市場やネットワークが拡大しています。また、国際化が地域や市民レベルで進展しており、本市においても、小・中学生を対象としたホームステイ事業や交流事業、個人・団体に対する交流・研修を支援しています。

今後も、外国の都市と姉妹・友好都市締結を図り、相互交流を活発に行うとともに市民のだれもが参加できる交流を

行い、市民の国際感覚の醸成を図る必要があります。

地域においては、異なる文化を持つ人々が、地域の一員として受け入れられ、日常生活で不便や困難を感じることなく、共に認め合い、安心して生活できるよう、多文化共生社会の構築の市民意識を醸成する必要があります。

また、外国からの来訪客が今後も増えることが予測されるため、積極的に「もてなす」ことができるよう市民や関係団体と協力して取り組みを推進していきます。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
外国人登録者数	191人	230人	257人	220人
市民による交流事業への支援数	3回	5回	6回	10回
ALT一人あたりの児童生徒数	1,852人	1,829人	1,788人	1,720人
外国語（英語・中国語）に興味を持った児童生徒の割合	85%	88%	90%	98%

今後の取り組み

1 姉妹・友好都市との交流

外国の都市と、姉妹・友好都市の締結を行い、市民だれもが双方向の交流に参加できるシステムづくりを推進し、国際交流の輪を拡大します。

主な事業 ・ 姉妹、友好都市交流推進事業

2 情報共有に向けた取り組み

訪問・交流事業を実施するだけでは、市民の多文化理解やふるさと意識を醸成することはできないため、事業実施においては、交流の様態や参加者の感想等を市広報紙やホームページへ掲載するなど幅広くメディアを活用して市民に周知し、市民全体が交流内容を共有できるような情報発信を進めます。

主な事業 ・ ホームページコンテンツの作成
・ 広報紙等を利用した PR

3 市民による国際交流の支援

市民や団体が行う国際交流の場を平等に設け、文化、スポーツ、経済など多岐にわたる国際交流・研修を積極的に支援します。

また、外国人来訪者を「もてなす」ことができるような市全体としての体制づくりを、市民とともに検討します。

主な事業 ・ 国際交流事業助成金交付事業

4 国際社会に貢献できる人材づくり

児童生徒が英会話・中国語に慣れ親しみ、外国人と直にふれあう機会を提供し、国際社会に貢献できる心身ともに豊かで、知性あふれる児童生徒の育成を図るため、「英会話」、「中国語」、「伝統食文化」の学習を重点項目として継続します。

また、語学力の向上と国際感覚を養うため、中学生等を対象とした相互のホームステイ事業を推進します。

主な事業 ・ 教育課程特例校事業
・ 中学生海外派遣事業

5 外国人との会話の機会の提供

外国人による生の外国語を聞くことにより、外国人と積極的に会話ができるよう、ALT（外国語指導助手）による英会話教室など外国語講座を開催し、国際交流の担い手となる人材の育成を図ります。

主な事業 ・ 招致外国青年就業事業
・ 中学生と ALT の交流事業

6 外国籍市民等との交流

外国籍の市民等とふれ合いや交流を通じ、その国の文化を理解し、身近なところから国際理解の意識を醸成します。

主な事業 ・ 外国籍市民支援・交流事業
・ 外国語講座

まとめ

宇城市

国際交流支援推進で、多文化理解とふるさと意識の高揚を図ります。



多文化交流で
自らの魅力
再発見ばい

広報・広聴機能の充実

基本方針

これからのまちづくりは、国に依存することなく、自らの決定と責任において「自分たちのまちは自分でつくる」という理念のもとに、市民と行政がよりよいパートナーとしてお互いの知恵と力を出し合う「市民協働によるまちづくり」が重要です。

そのために、広報紙やホームページなどで行政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を図り、相互の信頼関係を築いていきます。また、行政の透明化や市民参画の充実を受けて、市民の市政に対する要望・苦情はたいへん厳しくなっており、より一層の説明責任を果たしていくことが求められています。市政への意見・要望を広く受け付けることにより、市民ニーズへの対応と情報の共有化を図っていきます。

現状と課題

広報は、各種行政活動の啓発・周知・報告をはじめ、市内のトピックスの掲載等、市内の情報伝達を行い、住民生活に必要な地域情報の提供に寄与しています。特に広報紙は、印刷業者の競争入札や文章のコンパクト化をしたことにより大幅に予算を減額することができました。

広報紙は全世帯に情報提供できますが、月1回発行のため速報性に欠けます。また、ホームページは速報性がありますが、パソコンが必要となり、高齢者などIT機器に不慣れな人も多いのが現状です。それぞれの長所を生かし、不十分な点

を補うことができるように工夫しながら、市民が必要とする情報の積極的な提供を進めていく必要があります。

広聴では、市民が市政に気軽に参加し、意見できる体制づくりを行っています。しかし、市民からの声については個人的なものが多く、要望・苦情が大半を占めているという現状があります。今後は、それにとどまらず、宇城市のまちづくりに関する提言などを得ることができるようなしかけを作っていくことが重要です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
広報紙の発行回数	24回	16回	15回	12回
ふるさとメール登録会員数	960人	1,030人	1,100人	1,500人
行政懇談会の参加者数	788人	767人	807人	900人

今後の取り組み

1 広報紙の充実（市民が読みたくなるような広報紙づくり）

行政情報を市民の視点で読みやすく編集し、市民が思わず手にとりたくなるような魅力ある紙面をつくりまします。また、地域のことを知りたい、関わりたいと思いつながら、仕事や生活に忙しくななな接することができない市民に、地域のお得な掘り出し情報をお届けするとともに、地域課題を共有できる話題を取り上げ、地域活動への参加の糸口となるよう工夫します。

主な事業 ・ 広報事業

2 ホームページの充実（ホームページでの積極的な情報提供）

インターネットを利用した情報提供をそれぞれの事業の担当課で自主的に行うことができるよう、IT推進リーダー会議や定期的なホームページのパトロールなど、いま一度、掲載内容を確認する機会を設け、共通認識を持ち、情報量の増加とリアルタイムな情報発信を図ります。

主な事業 ・ ホームページ事業

3 広聴機能の充実（市民の声を市政に反映する仕組みづくり）

市民ニーズを行政に反映して市民と行政が協働してまちづくりを推進していくために、広聴の機会を充実させます。また、直接、市民の声を拾うことができるよう配慮するとともに、市民の声を蓄積し、共有化することで、市政（政策・施策・事業）にフィードバックする仕組みを構築します。

主な事業 ・ 行政懇談会 ・ 市民の声直通便 ・ まちづくり市長談話室 ・ 行政相談 ・ 市政モニター

まとめ

宇城市

市民への情報提供品質の向上でより広く意見、要望を受け付け、市政に活かします。



情報共有で
よりよい
まちづくりを
するばい

総合的な行政運営体制 の確立

基本方針

地方分権のさらなる進展、人口の減少、少子高齢化など社会情勢が変化するなか、市民ニーズの多様化・複雑化が進んだことで行政サービスへの期待が増加していますが、より迅速で適切な対応ができる行政経営システムの構築を目指します。

現状と課題

平成17年度に第1次宇城市行政改革大綱(平成17年度から平成21年度)を策定し、実施計画に掲げた行財政改革実施項目の82%に取り組んできました。しかし、地方分権のさらなる進展、人口減少、少子高齢化、金融危機による不況や地球温暖化などの環境問題に対する関心の高まりによる社会情勢の変化等により、本市を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、行政運営の公平性を確保し、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしながら、市民と行政が同じ目的に向かって、相互に協力連携し協働によるまちづくりを推進することが求められています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
実施計画に掲げた取組の達成率	—	76%	82%	90%
経常収支比率	94.6%	97.4%	93.6%	95%
実質公債費比率	15.9%	16.5%	16.9%	16.5%
将来負担比率	—	168.5%	161.7%	140%
職員定数	657人	636人	607人	550人

今後の取り組み

1 行政運営の視点からの改革

成果志向と市民協働の観点から、限られた人材や財源を有効に活用しながら、市民ニーズに合致した組織体制の強化を図るとともに、意思決定の迅速化を行うために、簡素化されたフラットな組織機構の構築を目指します。また、最小の経費でよりよいサービスを提供するために、「選択と集中」を基本としながら、常に改善意識、サービス精神及びコスト意識を持って、効率的かつ効果的な行政運営を目指します。

（主な事業） ・ ニーズに適合した機動的な組織づくり ・ 施設白書に基づく施設の統廃合 ・ 民営化の推進 ・ 定員適正化計画の策定

2 財政的な視点からの改革

平成 16 年度からの国の構造改革（三位一体の改革）による財源不足への早期対応や、平成 27 年度からの合併特例期間終了以降の地方交付税の減少に対応していくため、歳入に応じた歳出構造への転換を図り、真に必要な市民サービスの維持・充実を図りつつ、将来にわたって市を取り巻く様々な行政課題に的確に対応していくことのできる財政基盤の構築を目指します。

（主な事業） ・ 歳入に応じた歳出構造への転換 ・ 法適、法非適企業会計の経営の総点検 ・ 市債の適正な管理

3 人的な視点からの改革

企画立案された各種の施策が確実に実行され、効率的に質の高い行政サービスを提供していくための職員の資質向上を図り、また、限られた職員数で、より効果的に能力を引き出すためのスキルアップを目指します。また、市民の有する知識や経験を行政運営に活かし、市民と行政が対等な立場に立った市民協働の推進及び情報の共有化による協働関係の構築を目指します。

（主な事業） ・ 職員研修の充実 ・ 庁内パブリックコメント制度の導入 ・ 自主自治組織の推進

まとめ

宇城市

常に改善意識とコスト意識を持つ人材育成、協働推進で、的確かつ効率的な体制を確立します。



市民のニーズに応えるシステムを構築するばい

情報公開による 「開かれた市政」の実現

基本方針

地方自治体は、行政運営の自己責任や自己決定が求められている中、その判断を誤ることなく自己決定を行うには、地域の状況や特性を踏まえる一方、多種多様化するニーズを的確に把握し、政策判断することが重要です。その過程においては、行政への市民参画を推進し、行政の透明性を確保するための積極的な情報公開と行財政運営に対する説明責任を果たす必要があります。

本市においては、情報公開制度に基づいた情報公開条例を制定し、開かれた市政の実現に向け運用を行っているところです。また、必要な情報をわかりやすく迅速に提供できるように、文書管理システムを導入し、公文書の管理と運用の環境整備に取り組んでいます。

現状と課題

文書管理システムを導入し、規定に基づいた文書管理業務を確立し、情報の電子化及び情報保護に努めつつ、市民からの情報提供に対しては迅速に対応するため、市職員の情

報公開制度に対する意識の向上と透明性の高い市政運営が求められています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
保有簿冊数	51,000 冊	51,000 冊	51,000 冊	40,000 冊
情報公開請求取扱件数	10 件	20 件	20 件	30 件

今後の取り組み

1 市が保有する公文書の把握

旧町時代の文書を含めた宇城市全庁の公文書の再評価を行い、文書管理規程に基づいた整理を行い、市が保有する公文書のデータベースを構築します。

主な事業 ・ 文書管理コンサルティング事業

2 文書管理システムの適正な運用

文書の作成から保存、廃棄にいたるまでのシステム運用の促進を図ります。

主な事業 ・ 文書管理システム事業

3 公文書の適正管理

文書管理規程を遵守し、適正な公文書の作成及び管理を行うため、職員の文書管理業務に対する意識の向上を図り、情報公開へ備えます。

主な事業 ・ 文書管理業務

まとめ

宇城市

公文書の管理運用整備を推進し
開かれた市政を実現します。



透明な
行財政運営が
重要ばい

広域連携による 行政サービスの充実

基本方針

市民一人ひとりのニーズや価値観はますます多様化し、市民が必要とする行政サービスの専門化や高度化が求められています。行政サービスを効果的・効率的に提供するために、国・県及び周辺自治体との施策の連携を強化し、広域における適正な機能分担を図りながら、広域事業や広域促進プロジェクトの推進を図ります。

また、宇城市の持つ地域特性や個性を活かした施策を展開し、宇城ふるさと市町村圏や熊本都市圏の構成市町村との連携を図っていきます。

現状と課題

本市はこれまでも、地理的、社会的、経済的な結び付きの強い2市2町と宇城広域連合を構成し、「宇城ふるさと市町村圏計画」を基に広域的な行政推進に努めてきました。今後も、宇城広域連合で効果的・効率的に消防やごみ処理などのサービスを提供していくためには、富合町・城南町と熊本市の合併に伴う体制の見直しや、施設老朽化に伴う新たな施設整備が課題となっています。

地方分権の進展に対応していくためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の果たすべき役割が重要になってくるとともに各市町村が連携して広域的な課題に取り組む必要性もますます高まっています。このようなことから熊本都市圏を構成する市町村が連携し、熊本県域を牽引する役割を担いつつ九州中央の拠点地域としてさらなる成長を果たしていくため、「熊本都市圏ビジョン」を策定したところです。

また、地方や地域により主権をもたせようという改革の流れにあわせて、国や県との役割分担や連携についても積極的に検討していきます。



今後の取り組み

1 広域連携の強化

宇城地域の一体的な発展を図るため、「宇城ふるさと市町村圏計画」に基づき、圏域を構成する宇城広域連合との連携を図り適切な役割の発揮に努めるとともに、近隣自治体と連携し施設等の広域的利用による行政サービスの充実・強化を図ります。

魅力と活力に満ちた熊本都市圏を実現していくためには、「熊本都市圏ビジョン」を具体化していくことが重要であり、その具体化にあたっては、熊本都市圏を構成する市町村が積極性、主体性をもって連携を深めていくことはもとより、熊本県や経済界、あるいは大学等高等教育機関との協力体制を構築し、推進していきます。

主な事業 ・宇城広域連合 ・熊本都市圏ビジョン事業 ・九州中央地域連絡推進協議会

2 広域事業の推進

宇城広域連合において消防やごみ処理等事業の共同処理を効果的・効率的にすすめていきます。また、富合町・城南町と熊本市の合併に伴う体制の見直しや、施設老朽化に伴う新たな施設整備をすすめていきます。

主な事業 ・宇城広域連合

3 国・県との連携強化

国・熊本県との連携を強化し、計画の円滑な推進を図り、広域的な基盤整備の早期実施を促進していくため、緊密な協議、調整に努めます。

まとめ

宇城市

国、県、近隣自治体と連携を強化し行政サービス充実を図ります。



広域行政は、連携強化が不可欠